

児童発達支援センター 機能強化事業（東区）がはじまります

児童発達支援センターを拠点とした地域の障がい児の療育体制を確保するため、令和2年度(2020年度)より、東区で児童発達支援センター機能強化事業を開始します。

児童発達支援センター機能強化事業では、児童発達支援センターに機能強化員を1名配置し、療育機関の連携強化を図るとともに、地域の療育支援の質の向上を目指します。

令和2年度(2020年度)に事業を実施する児童発達支援センター

熊本県ひばり園（熊本市東区长嶺南2丁目3-2）

地域の障害児通所支援事業所を巡回訪問します

東区内の障害児通所支援事業所を巡回訪問し、各事業所の活動状況について情報収集します。支援者(指導員)のお困り事にも相談に乗り、対応します。アセスメント、個別支援計画の内容、療育支援方法、評価などについて、技術支援・助言を行います。訪問時には、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」、「保護者アンケート」などを活用します。

対象:(熊本市東区内の)児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所



機能強化員



熊本県 ひばり園

療育支援事業を行います

地域における障がい児や障がいの疑いのある児童(主に、障害児通所支援の受給者証を持っていない児童)、またはその保護者に対して、相談支援や助言を行います。

対象:熊本市在住の児童及び保護者

療育に関する研修会を開催します

療育に関する研修会を開催します。

対象:熊本市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

【お問い合わせ先】

熊本市障がい保健福祉課 熊本市中央区手取本町1番1号 電話096 328 2519

熊本県ひばり園 熊本市東区长嶺南2丁目3番2号 電話096-382-1939

【令和元年度の実績】

南区の取り組み

委託先：児童発達支援センター 済生会なでしこ園（南区）

巡回訪問の実施

南区内の障がい児通所支援事業所（29カ所）を対象に、活動状況の把握のための巡回訪問を実施。

- ・各ガイドラインの理解、運用、支援計画の確認と助言
- ・事業所間連携、研修の要望等の把握
- ・南区の地域支援、連携の方向性の検討

療育に関する研修会の実施

障害児等療育支援事業の実施

【令和2年度の予定】

南区の取り組み

委託先：児童発達支援センター 済生会なでしこ園（南区） 2年目

- ・新規事業所（昨年度未実施）への巡回訪問
- ・南区内の事業所とのネットワークの構築に関する取り組み（検討委員会、定例会、連絡会等）の実施
- ・療育に関する研修会の実施
- ・障害児等療育支援事業の実施
- ・南区児童発達支援ガイドライン（案）の作成 等

東区の取り組み

委託先：児童発達支援センター 熊本県ひばり園（東区） 新

- ・東区内の事業所への巡回訪問
- ・障害児等療育支援事業の実施 等

南区での事業実績を参考にしながら、済生会なでしこ園と協力を図りながら事業を進めていく。